

○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）（第五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（標識の掲示等） 第五十条 引取業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第六十五条において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。 （標識の掲示等） 第六十五条 解体業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。 第四百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の	（標識の掲示） 第五十条 引取業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 （標識の掲示） 第六十五条 解体業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 第四百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の

過料に処する。

一 (略)

二 第五十条（第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十五条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

過料に処する。

一 (略)

二 第五十条（第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十五条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による標識を掲げない者